

庄原市エネルギー・物価高騰対策事業者支援金

申請手引

申請受付期間：令和5年8月7日(月)～9月29日(金)

庄原市 企画振興部 商工観光課

目次

1 支援金の概要

(1) 趣旨	1
(2) 事業の名称	1
(3) 事業の根拠	1
(4) 交付対象者	1
(5) 支援金の額	2
(6) 交付申請期限	3
(7) 問い合わせ先	3

2 申請手続き等

(1) 申請書類	4
(2) 申請の受付期間	6
(3) 申請方法	6
(4) 申請受付日程	7
(5) 受付後のスケジュール	7
(6) 注意事項	8

3 その他

・ 申請書類記入例	9
・ Q & A	15

1. 支援金の概要

(1) 趣旨

原油価格や物価高騰が経営に大きな影響を及ぼす中、市内事業者の負担軽減と事業継続につなげるため、支援金を交付します。

(2) 事業の名称

【事業者支援】庄原市エネルギー・物価高騰対策事業者支援金

本事業は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した庄原市独自の経済対策事業です。

(3) 事業の根拠

「庄原市エネルギー・物価高騰対策事業者支援金交付要綱」に基づき実施します。

(4) 交付対象者

次の全てに該当する事業者（法人・個人）

- ① 令和5年7月1日時点で市内に物の生産やサービスの提供などの事業を行う事業所を有し、営利を目的として事業を営んでいること（対象とする業種に制限はありません。）
- ② 申請日以前において市内で営んだ事業に関し、確定申告（所得税法（昭和40年法律第33号）の規定による個人事業主の確定申告及び法人税法（昭和40年法律第34号）の規定による法人の確定申告その他法令の規定による確定申告等をいう。）を行っていること
※農林業を営み、所得の申告を行っている個人事業主の方も対象となります。
- ③ 申請日以後も継続して市内で事業を営む意思があること

ただし、上記に該当する事業者であっても、次のいずれかに該当する者は交付の対象としません。

〈交付の対象としない者〉

1. 市税を滞納している者
2. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
3. 大企業
（中小企業基本法における中小企業者の範囲に該当しない企業）
※製造業の場合、中小企業基本法では、中小企業者の範囲を従業員300人以下または資本金3億円以下と規定しています。
4. 法人税法第2条第5号に規定する公共法人（例：土地改良区・土地開発公社）
5. 政党その他の政治団体
6. 宗教上の組織又は団体

（5）支援金の額

営利を目的として市内で営む事業の

直近の確定申告における光熱水費及び燃料費の額の10%を支援金の額とします。（千円未満切捨て）

上限 50万円 / 下限 3万円

【除外する経費】

- ① 市外の事業に係る光熱水費及び燃料費
- ② 他の補助金等を受け、補填されている光熱水費及び燃料費
- ③ 公の施設の指定管理における光熱水費及び燃料費
- ④ 社会福祉協議会、商工会議所その他公共的な活動を営む団体が実施する公共事業における光熱水費及び燃料費

※直近の確定申告における光熱水費及び燃料費の額が30万円未満の場合は、対象外です。

(例1)

直近の確定申告の光熱水費及び燃料費の額 1,555,000 円×0.1=155,500 円
⇒支援金の額 155,000 円

(例2)

直近の確定申告の光熱水費及び燃料費の額 6,789,000 円×0.1=678,900 円
⇒支援金の額 500,000 円 (上限額)

(例3)

直近の確定申告の光熱水費及び燃料費 250,000 円×0.1=25,000 円
⇒対象外です

(6) 交付申請期限

令和5年9月29日(金)

(7) 問い合わせ先【担当窓口】

申請に係る相談には、市役所本庁 商工観光課職員が随時対応します。
(土・日・祝日は除きます。)

時間： 午前8時30分～午後5時15分(開庁時間)

庄原市 企画振興部 商工観光課 商工振興係

〒727-8501

庄原市中本町一丁目10番1号

電話：(0824) 73-1178

ファックス：(0824) 72-3322

メールアドレス：syoukou-shinkou@city.shobara.lg.jp

2 申請手続き等

(1) 申請書類

<h4>1. 法人の場合</h4>	
<p>(1) 庄原市エネルギー・物価高騰対策事業者支援金 交付申請書 様式第1号</p> <p>※会社・法人等に☑し、必要事項を記入してください。押印は不要です。</p>	
<p>(2) 誓約書及び同意書</p> <p>※庄原市エネルギー・物価高騰対策事業者支援金の申請にかかる各種誓約・同意事項となっています。必ずお読みの上、記入し、<u>代表者の印を押印してください。</u></p>	
<p>(3) 支援金額算出表 様式第2号</p> <p>※支援金申請額は、千円未満切捨てです。</p>	
<p>(4) 直近の事業年度の確定申告書の控えの写し</p> <p>法人税及び地方法人税の確定申告を行っている場合は「別表一（一）」（それに準ずる消費税等の所轄税務署長等へ提出した書類でも可）</p> <p>【例】 消費税確定申告、公益法人等の損益計算書の提出に係る書類の写し、 特定非営利活動法人事業報告書等提出書の写し 等</p> <p>※受付印があるもの又は受付されたことがわかるものとしします。</p>	
<p>(5) 決算報告書の損益計算書又は収支計算書の写し</p> <p>※支援金の算定基礎となる経費の根拠資料として提出していただきます。</p> <p>※光熱水費及び燃料費の合計額が支援金の算定基礎となる経費となります。</p>	
<p>(6) その他</p>	
<p>「(5) 決算報告書の損益計算書又は収支計算書の写し」で支援金の算定基礎となる経費が確認できない場合</p>	<p>支援金の算定基礎となる経費が確認できる内訳書、元帳等の写し</p>
<p>庄原市外にも事業所がある場合</p>	<p>市内事業所の支援金の算定基礎となる経費が確認できる内訳書等</p>

2. 個人事業主の場合

(1) 庄原市エネルギー・物価高騰対策事業者支援金 交付申請書 様式第1号

※個人事業主に☑し、必要事項を記入してください。

※押印は不要です。

(2) 誓約書及び同意書

※庄原市エネルギー・物価高騰対策事業者支援金の申請にかかる各種誓約・同意事項となっています。必ずお読みの上、記入し、押印してください。

(3) 支援金額算出表 様式第2号

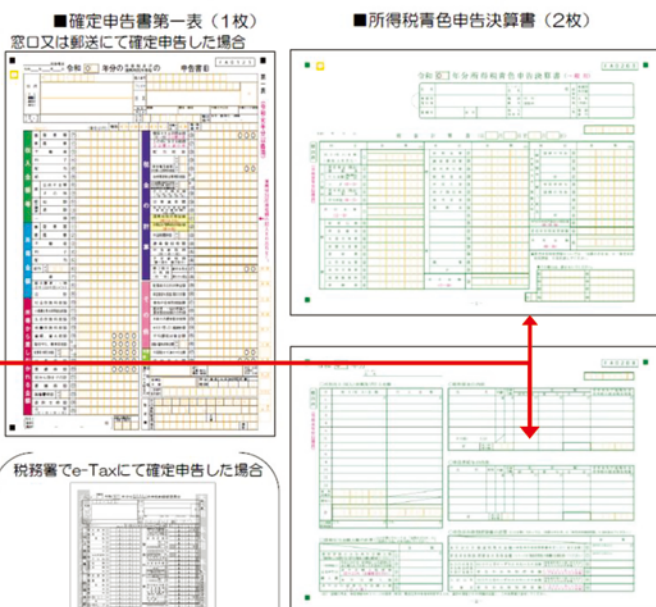
※支援金申請額は、千円未満切捨てです。

(4) 確定申告書の控えの写し

令和4年分の確定申告書（第一表）の控えの写し

※E-tax で申告している場合は、送信後の受信通知の写しと併せて提出すること。

ただし、申告書の上部に申告日時及び受付番号があれば不要。



(5) 青色申告決算書の写し

※支援金の算定基礎となる経費の根拠資料として提出していただきます。

※申告科目の光熱水費及び燃料費の合計額が支援金の算定基礎となる経費となります。

(6) その他

「(5) 青色申告決算書の写し」で支援金の算定基礎となる経費が確認できない場合

支援金の算定基礎となる経費が確認できる内訳書、元帳等の写し

白色申告の場合

収支内訳書の写し

(5) 青色申告決算書の写しは不要です。

(2) 申請の受付期間

受付期間：令和5年8月7日（月）～令和5年9月29日（金）

（上・ロ・祝日は除きます。）

(3) 申請方法

【受付会場へ持参】

申請受付日程については、次ページの「申請受付日程」をご確認ください。
担当課職員が会場で、申請書類の審査を行いますので、ご都合の良い会場へお越しください。

【受付会場以外へ持参】

「申請受付日程」にある会場・時間以外で申請受付を希望される場合は、市役所本庁舎4階 商工観光課に限り、対応します。

ただし、担当職員の一部が申請受付会場に対応している場合は、お待ちいただくこともありますのでご了承ください。

【郵送】

郵送でも申請を受付けます。

ただし、申請書類に不足や記入漏れ等の不備があった場合、後日、担当者から連絡させていただくことになり、審査に時間を要します。

申請書には必ず、日中（概ね9時～17時）に対応可能な連絡先の記入をお願いします。

【送付先】

〒727-8501

広島県庄原市中木町一丁目10番1号

庄原市 企画振興部 商工観光課 商工振興係 宛

【支所へ持参】

各支所の窓口は、地域振興室 産業建設係（東城支所においては産業建設室 産業振興係）です。

各支所の窓口では、申請書類をお預かりし、本庁商工観光課へ書類を送付し、審査します。その場で書類審査は行いませんのでご了承ください。

※各支所の窓口では、申請受付後の書類の差し替えや追加提出分についてもお預かりします。

(4) 申請受付日程

(土・日・祝日は除きます。)

月 日		受 付 時 間 ・ 会 場	
		9:00～12:00	13:30～16:30
8月7日～	月	庄原市役所 本庁舎 4階 商工観光課	庄原市役所 本庁舎 4階 商工観光課
8月17日	木		
8月18日	金	庄原市役所 東城支所	庄原市役所 東城支所
8月21日	月	庄原市役所 西城支所	庄原市役所 西城支所
8月22日	火	庄原市役所 比和支所	庄原市役所 高野支所
8月23日	水	庄原市役所 総領支所	庄原市役所 口和支所
8月24日～	木	庄原市役所 本庁舎 4階 商工観光課	庄原市役所 本庁舎 4階 商工観光課
8月28日	月		
8月29日	火	庄原市役所 東城支所	庄原市役所 東城支所
8月30日～	水	庄原市役所 本庁舎 4階 商工観光課	庄原市役所 本庁舎 4階 商工観光課
9月19日	火		
9月20日	水	庄原市役所 口和支所	庄原市役所 総領支所
9月21日	木	庄原市役所 高野支所	庄原市役所 比和支所
9月22日	金	庄原市役所 西城支所	庄原市役所 西城支所
9月25日	月	庄原市役所 東城支所	庄原市役所 東城支所
9月26日～	火	庄原市役所 本庁舎 4階 商工観光課	庄原市役所 本庁舎 4階 商工観光課
9月29日	金		

(5) 受付後のスケジュール

申請受付後、申請書類の再審査（ダブルチェック）を経て、交付対象者の資格審査のため、市税の滞納状況等を調査します。

交付決定及び支援金の交付まで、1か月以上を要します。

支援金の口座振込は、市の定例支払日（原則、10日、20日、30日）により行います。

(6) 注意事項

○申請書類に不足や記入漏れ等の不備があった場合、審査担当者から連絡させていただきます。

申請書には必ず、日中（概ね9時～17時）に対応可能な連絡先の記入をお願いします。

○申請書類が全て確認できなければ、交付のための審査ができません。

提出前に書類が揃っているかご確認をお願いします。

○交付決定を行うにあたり、市税の滞納状況を確認します。

滞納がある場合は、不交付とさせていただきます。

申請者区分（法人または個人）により、市税の納付状況を確認された上でのご申請をお願いいたします。

なお、納付方法によっては、市担当課（収納課）において、納付確認に時間を要する場合があります。

速やかな交付決定に努めますが、滞納がないことの確認ができればの交付決定となりますのでご了承ください。

○審査後は、申請書類を一切返却いたしませんので、ご注意ください。

申請書に押印は必要ありません。
 ※ただし、「誓約書及び同意書」・「請求書」には押印してください。

庄原市エネルギー・物価高騰対策事業者支援金 交付申請書

令和 5 年 8 月 7 日

庄原市長様

支援金額算出表(様式第2号)で算出した支援金申請額を記入してください。

庄原市エネルギー・物価高騰対策事業者支援金 〇〇〇〇〇〇円、次のとおり交付申請します。

【支援金申請額】 60,000 円 ※様式第2号の額

【申請者】 ※該当区分(会社・法人等または個人事業主)に して記入

法人はこちらの欄に記入してください。

会社・法人等

会社・法人名	フリガナ カブシキガイシャ ショウバラ														
	株式会社 しょうばら														
代表者名	代表取締役 庄原 太郎														
本店所在地	〒 727 - 8501 庄原市中本町一丁目10番1号														
主たる業種	製造業	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	0	0	0
法人区分	公益法人等 ・ 協同組合等 ・ 普通法人(左記以外の法人)														
本申請の担当者氏名	庄原 花子														
連絡先電話番号	0824-73-1178														

個人事業主はこちらの欄に記入してください。

個人事業主

個人事業主名	フリガナ ビホク ジロウ	連絡先電話番号 090-1234-5678
	備北 次郎	
個人事業主住所	〒 729 - 5121 庄原市東城町川東1175番地	
店舗名等	けんほく屋	主たる業種
店舗所在地	庄原市西城町大佐737番地3	飲食店

誓約書及び同意書

令和 5 年 8 月 7 日

庄原市長様

庄原市エネルギー・物価高騰対策事業者支援金の交付申請にあたり、次のとおり誓約します。
また、支給決定にあたり、内容の審査のために庄原市が調査等を行うことについて同意します。

【申請者】 ※該当区分(会社・法人等または個人事業主)にして記入

法人はこちらの欄に記入してください。
会社代表者印を押印してください。
※会社印のみでは受付できません。
あわせて代表者印(個人印)も押印してください。

<input checked="" type="checkbox"/> 会社・法人等	
会社・法人名	株式会社 しょうばら
代表者名	代表取締役 庄原 太郎 代表者印
所在地	庄原市中本町一丁目10番1号

株式会社
しょうばら
代表取締役
印

個人事業主はこちらの欄に記入してください。
個人印を押印してください。

<input checked="" type="checkbox"/> 個人事業主	
個人事業主名	備北 次郎
個人事業主住所	庄原市東城町川東1175番地
生年月日	大正・昭和 平成 48年 9月 28日

備北
個人印

■誓約事項

- 申請日時点で事業を行っており、今後も事業を営む意思があること
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者には該当していないこと
- 交付決定後に、支援金の返還に該当することとなった場合、速やかに返還すること

■同意事項

- 庄原市が会社及び個人事業主に係る市税の滞納状況を確認すること
- 庄原市が住民基本台帳の閲覧を行うこと

支援金額算出表

【申請者】

会社・法人名または 個人事業主名	(法人の場合) 株式会社 しょうばら (個人事業主の場合) 備北 次郎
---------------------	--

【直近の事業期間】 令和 4年 1月 1日 ~ 令和 4年 12月 31日

【市内事業所の設置状況】

市外の事業所は記載不要です。
市内事業に係る経費が確認できる書類を添付してください。

令和5年7月1日現在の市内の事

番号	事業所または店舗名	所在地	業種
1	しょうばら一号館	庄原市中本町一丁目 10 番 1 号	製造業
2	しょうばら二号館	庄原市口和町向泉 942 番地	小売業
3	けんぼく屋	庄原市西城町大佐 737 番地 3	飲食店

(備考) ・農林業を営む個人事業主の場合は、個人事業主名を記入する。

【事業における光熱水費及び燃料費（支援金の額の算定基礎額）】

30万円以上の算定基礎額
が必要です。

直近の事業年度における決算書(個人事業主の場合は、確定申告の青色申告書)から光熱水費及び燃料費の科目の額を転記してください。

光熱水費(ア)	燃料費(イ)	支援金の額の算定基礎額 (ア+イ)=(ウ)
522,887 円	83,000 円	605,887 円

(備考) ・公共的事業分や、指定管理料、補助金、受託費等で補填されている場合は、その額は除いて記入します。

添付資料: ① 支援金の額の算定基礎額を明らかにする直近の確定申告書に係る書類等

法人: 確定申告書別表1(受付印のあるもの又はそれと同等と認められるもの)の写し

決算報告書の損益計算書又は収支計算書の写し

個人: 確定申告書第1表(受付印のあるもの又はそれと同等と認められるもの)の写し

青色申告決算書又は収支内訳書

② ①で確認できない場合は、①に加えて内訳書、勘定元帳、除外する金額が分かる書類等

【支援金の計算】

支援金申請額 上限:50万円/下限:3万円

支援金の額の算定基礎額(ウ)	算定割合	(ウ) × 10%	支援金申請額 (千円未満切捨て)
605,887 円	10%	60,588 円	60,000 円

(備考) ・支援金の額の算定基礎額 が500万円以上の場合の支援金の額は一律50万円です。

・支援金申請額が3万円未満の場合は交付できません。

上限50万円/下限3万円
支援金申請額は千円未満切捨てです。

損益計算書

営業収入	完成工事高		営業外収入	受取利息	
	現場雑収入			受取配当金	
売上原価	工事値引返品		営業外費用	雑収入	
	純売上高			営業外収入計	
人件費	期首商品棚卸高		支払利息割引料		
	当期製造原価		雑損失		
販売費	工事原価計		営業外費用計		
	売上総利益		経常損益		
及び	役員報酬		特別利益	前期損益修正益	
	給与手当		特別損失	固定資産売却益	
管理費	法定福利費			貸倒引当金戻入	
	福利厚生費			賞与引当金戻入	
費	雑給			特別利益計	
	退職金			前期損益修正損	
費	専従者給与			固定資産廃棄損	
	人件費計			災害損失	
費	販売手数料			貸倒引当金繰入	
	広告宣伝費			賞与引当金繰入	
費	旅費交通費			特別損失計	
	通信費			税引前当期損益	
費	荷造運賃			法人税等充当額	
	接待交際費			当期純損益	
費	減価償却費				
	賃借料				
費	保険料				
	水道光熱費	522,887			
費	租税公課				
	消耗品費				
費	事務消耗品費				
	諸会費				
費	地代家賃				
	支払手数料				
費	新聞図書費				
	車両経費	124,030			
費	調査研究費				
	会議費				
費	衛生費				
	寄付金				
費	消耗備品				
	雑費				
費	貸倒金				
	販売管理費計				
費	営業損益				

脚注

受取手形割引高

受取手形裏書高

車両経費等に燃料費が含まれている場合は、燃料費が確認できる内訳書、元帳等の写しを提出してください。

【個人事業主の場合】 添付書類例

令和04年分所得税青色申告決算書（一般用）

住所	フリガナ氏名	依頼事務所所在地
事業所所在地	電話番号	氏名(名称)
業種名	屋号	加入団体名
		電話番号

令和 5年 3月 9日

損益計算書（自1月1日至12月31日）

控用
○申告には、必ず提出用を使ってください。

科目	金額 (円)	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①		消耗品費 ⑪		貸倒引当金 ⑮	
期首商品(製品)高 ②		減価償却費 ⑫		換戻額等 ⑯	
仕入金額(雑収入) ③		福利厚生費 ⑬		計 ⑰	
小計(②+③) ④		給料賃金 ⑭		専従者給与 ⑱	
期末商品(製品)高 ⑤		給料賃金 ⑮		貸倒引当金 ⑲	
差引原価(④-⑤) ⑥		外注工賃 ⑯		計 ⑳	
差引金額(①-⑥) ⑦		利子割引料 ⑰		青色申告特別控除前の所得金額 (⑱+⑲-⑳)	
租税公課 ⑧		地代家賃 ⑱		青色申告特別控除額 ㉑	
荷造運賃 ⑨		貸倒金 ㉒		所得金額 (㉑-㉒)	
水道光熱費 ⑩	454738	サービス費 ㉓			
旅費交通費 ⑪		雑会費 ㉔			
通信費 ⑫		リース料 ㉕	491889		
広告宣伝費 ⑬		計 ㉖			
接待交際費 ⑭		差引金額(①-㉖)			
損害保険料 ⑮					
修繕費 ⑯					

車両費等に燃料費が含まれている場合は、燃料費が確認できる内訳書、元帳等の写しを提出してください。

●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

様式第5号(第7条関係)

庄原市エネルギー・物価高騰対策事業者支援金 請求書

庄原市長様

令和 年 月 日

交付決定通知書に記載した日付等を記入します。

令和 年 月 日 庄企商 第 号で交付決定の庄原市エネルギー・物価高騰対策事業者支援金を次のとおり請求します。

請求額は、市の審査後に確定します。

【請求額】 _____ 円

【請求者】 ※該当区分(会社・法人等または個人事業主) にして記入

法人はこちらの欄に記入してください。
会社代表者印を押印してください。
※会社印のみでは受付できません。
あわせて代表者印(個人印)も押印してください。

<input checked="" type="checkbox"/> 会社・法人等	
会社・法人名	株式会社 しょうばら
代表者名	代表取締役 庄原 太郎 代表者印
所在地	庄原市中本町一丁目10番1号

縮らし株式会社の表印

個人事業主はこちらの欄に記入してください。
個人印を押印してください。

<input checked="" type="checkbox"/> 個人事業主	
個人事業主名	備北 次郎 個人印
個人事業主住所	庄原市東城町川東1175番地

【振込口座】 ※個人事業主の場合は、原則、個人事業主本人の口座としてください。

振込先金融機関		銀行 金庫		本店
		農協		支店
預金種目(該当に○)		普通	/	当座
口座番号				
フリガナ				
口座名義				

記載された口座に支援金を振り込みます。

庄原市エネルギー・物価高騰対策事業者支援金

Q & A

I. 交付対象者・交付要件について

Q1 中小事業者とはどのような概念ですか

中小企業基本法で定義する中小企業者で、具体的には以下の要件を満たす事業者になります。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

(出典：中小企業庁HPより)

Q2 個人事業主とはどのような概念ですか。

ここでいう個人事業主とは、原則、事業所得（卸売・小売・サービス業など）のある個人を意味します。

対象となる個人事業主は、事業所が市内にあることが必要です。市内で事業を実施されているかどうかの判断は、確定申告に記載された事業所所在地等により確認することとしております。

Q3 農林業は対象となりますか。

今回の支援金に関しては、小売業等を営む個人事業主のほか、農林業を営み、所得の申告を行っている個人の方も対象となります。

Q4 NPO法人は対象となりますか。

今回の支援金に関しては、交付対象として含まれます。NPO法人に加え、社会福祉法人や医療法人、学校法人等も給付対象です。

なお、法人税法（昭和40年法律第34号第）第2条第5号に規定する公共法人は対象外です。

Q5 宗教法人は対象となりますか。

宗教上の組織若しくは団体は対象外としております。また、政治団体等、暴力団対策法上の暴力団等に関係する事業者、その他本事業の目的・趣旨における対象外事業者であると本市が判断した事業者は、対象外とします。

Q 6 大企業は、この支援金を受け取れますか。
今回の支援金は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）における会社においては、中小企業基本法で定義する中小企業（個人事業主含む）を対象としており、大企業は対象外としています。
Q 7 滞納している市税があります。この支援金を受け取れますか。
申請の際に市税等の滞納がないことが交付要件です。 滞納がある場合は、申請されても不交付決定といたします。
Q 8 法人の場合、本社が市外にあり、事業所が市内にある場合は対象となりますか。
市内に物の生産やサービスの提供などの事業を行う事業所を有し、営利を目的として事業を営んでいる場合は、対象となります。ただし、支援金の額の算定基礎額は、市内で営む事業にかかる光熱水費及び燃料費のみとなります。 市外の事業所にかかる光熱水費及び燃料費は対象外となりますので、除外していただきます。 市内事業所分の光熱水費及び燃料費が確認できる書類を添付してください。
Q 9 今後も事業を継続する意思とは、何年後までですか。
本支援金の趣旨は、原油価格及び物価の高騰により、厳しい状況におかれている事業者に対し、支援金を交付することにより事業継続を支援するものです。 数年後まで追跡調査を行って事業継続をしているかどうかを確認することは考えておりませんが、この支援金は事業継続を支援することを目的としていることをご理解ください。 申請書類において、事業継続の意思を示していただくことを要件とさせていただきます。 ただ、すでに廃業又は破産等を予定されている場合は、交付対象要件を満たさないため、申請は行わないでください。
Q 10 国や県、その他の機関による同種の補助金との併給は可能ですか。
この支援金の算定基礎となる経費について、国、県その他の機関により補助金等を受けている場合は対象外となりますので、該当経費を除外してください。 業種によっては、その他、国・県等からの支援策がありますが、それぞれ交付要件等が異なりますので担当課へご相談ください。
Q 11 一つの会社の中に、製造部門と卸売部門があり、それぞれ市内に事務所があります。事務所ごとに申請できますか。
申請は、事業者単位となっています。 市内に複数の事務所があったとしても、申請は一度だけです。まとめてご申請ください。
Q 12 開業間もない、新規創業も対象となりますか。
申請日以前において市内で営んだ事業に関し、確定申告を行っていることが要件となります。 確定申告を行っていない事業者は、対象外です。
Q 13 直近の確定申告の光熱水費及び燃料費の合計が 30 万円でした。支援金は交付されますか。
30 万円の場合は 3 万円の支援金が交付できます。 直近の確定申告の光熱水費及び燃料費が 30 万円未満の場合は、対象外となります。

Ⅱ. 支援金の支給額について	
Q 1 4	燃料費とは、具体的にはどのようなものですか。
	市内にある事業所の維持管理及び市内で事業を営むために必要な車両にかかる、ガソリン代、軽油代、灯油代、重油代等です。
Q 1 5	ガソリン代を車両経費として確定申告しています。支援金の算定基礎となる経費となりますか。
	車両にかかるガソリン代、軽油代等は支援金の算定基礎となる経費となります。 車両経費の内訳が確認できる書類を添付して申請してください。 なお、燃料費のみ対象となりますので、車検代、車両購入費等は対象外となります。 支援金額算出表（様式第2号）には、燃料費のみ記載してください。
Q 1 6	灯油代を雑費として確定申告しています。支援金の算定基礎となる経費となりますか。
	事業所の維持管理にかかる灯油代等は支援金の算定基礎となる経費となります。 雑費の内訳が確認できる書類を添付して申請してください。 なお、光熱水費及び燃料費のみ対象となりますので、その他の経費は対象外となります。 支援金額算出表（様式第2号）には、光熱水費及び燃料費のみ記載してください。
Q 1 7	指定管理者制度により施設の運営管理を行っています。当該施設にかかる光熱水費及び燃料費は支援金の算定基礎となる経費となりますか。
	公の施設の指定管理料における光熱水費及び燃料費は交付の対象とはなりません。 なお、営利を目的とした事業にかかる光熱水費及び燃料費は支援金の算定基礎となる経費となりますので、内訳が確認できる書類を添付して申請してください。
Q 1 8	公共的事業における光熱水費及び燃料費は支援金の算定基礎となる経費となりますか。
	社会福祉協議会、商工会議所その他公共的な活動を営む団体が実施する公共的事業における光熱水費及び燃料費は交付の対象とはなりません。 ただし、営利を目的とした事業にかかる光熱水費及び燃料費は支援金の算定基礎となる経費となります。内訳が確認できる書類を添付して申請してください。
Q 1 9	他の機関から光熱水費及び燃料費にかかる経費の補助金が交付されました。同一の光熱水費及び燃料費を支援金の算定基礎となる経費として、支援金を申請することはできますか。
	他の補助金が交付され、又はされることとなっている光熱水費及び燃料費は支援金の算定基礎となる経費とはなりません。

Ⅲ. 支援金の交付について

Q 2 0 申請後に連絡がきますか。

申請内容について審査を行い、交付要件を満たすことができた場合は、「庄原市エネルギー・物価高騰対策事業者支援金 交付決定通知書」を発送させていただきます。交付決定通知書は、交付申請書に記載の住所へ発送させていただきます。

※通知書の到着前に振込が行われる場合もあることをご了承ください。

Q 2 1 申請後、どれくらいで給付されますか。

申請受付後、交付決定及び支援金の支給まで1か月以上を要します。書類審査等を経て、なるべく速やかに交付する予定ですが、申請者において不備の修正や追加書類を提出していただく場合等はさらに審査にお時間をいただくことがございます。また、申請が殺到した場合には、事務処理に時間を要します。ご了承ください。

Ⅳ. その他

Q 2 2 申請受付日程ではない日に、窓口で申請することは可能でしょうか。

やむを得ない場合は、庄原市役所 本庁舎4階 商工観光課又は各支所 地域振興室（東城支所は産業建設室）で申請書類をお預かりしますが、その日に審査ができない場合もありますので、ご了承ください。

Q 2 3 郵送で申請をすることは可能でしょうか。

可能です。庄原市企画振興部商工観光課まで送付してください。

※切手を貼付けのうえ、裏面には差出人の住所、氏名を必ずご記載ください。

※配達状況の追跡が可能な簡易書留・特定記録・レターパックによる提出をお勧めします。

※郵便で提出される場合は、料金不足にご注意ください。不足があった場合は返送されますので投函前に十分ご確認ください。

【宛先】

〒727-8501 庄原市中本町一丁目10番1号

庄原市 企画振興部 商工観光課 商工振興係 宛

Q 2 4 この支援金は課税対象ですか。

補助金等は税法上収入として扱われるため、課税対象となります。 ※法人税及び所得税

Q 2 5 申請書にある法人番号が分からないのですが、どうすればよいですか。

国税庁の法人番号公表サイト (<https://www.houjin-bangou.uta.go.jp/>) で検索できます。

※その他、申請に際してご不明な点はお問い合わせください。